

みなさまの事業継続を支援するため水道光熱費を補助します！

黒潮町商工事業者等経営支援給付金

黒潮町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、燃料価格や物価の高騰により、さらなる影響を受けている町内の事業者のみなさまに対し、事業継続の支援を行うため『黒潮町商工事業者等経営支援給付金事業』を実施します。

給付対象経費

令和4年7月から令和4年12月までの間で事業所又は店舗において、当該事業に要した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費※

※ボイラー、ストーブ等の器具に熱を得るための燃料費に限ります。



給付金額

令和4年7月から令和4年12月までの間に要した給付対象経費の1/2

◆上限額：1事業者当たり100万円

※ 事業所又は店舗が住居と共用で、経費の明確な区分ができない場合の給付率は1/4とします。

提出書類

- ①黒潮町商工事業者等経営支援給付金給付申請書(初回)
- ②黒潮町商工事業者等経営支援給付金に係る誓約書兼同意書
- ③裏面の対象者要件(3)を満たしていることが分かる書類
※起業した時期によって提出書類が変わるため、同封の実施要綱をご確認ください。
- ④給付金の額を算定した月分の水道光熱費の費用が分かる領収書又は請求書で請求の内容が分かるものの写し
- ⑤申請者名義の預貯金通帳の写し
- ⑥申請者が個人事業者の場合は、各種身分証明証の写し(免許証など)
- ⑦令和4年度に他市町村からこの給付金と同様の目的及び同様の経費により算定された給付を受給している場合は、その給付の決定が分かるものの写し



※2回目以降を申請する場合は、給付申請書(2回目以降)に④～⑦の書類を添えて提出してください。

提出先

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課商工係 ☎55-3115
本庁 産業推進室 産業推進係 ☎43-2113

対象者

次の(1)から(5)のすべてを満たす個人事業者等

(1) 次の①から③までに掲げるいずれかに該当する事業者

①令和4年4月1日において町の住民基本台帳に記録されている者

②町内で事業所を運営する個人事業者

③町内に事業所又は店舗を有する中小企業者若しくは小規模企業者

※①から③共通で、農業、林業及び漁業などの一次産業や建設・建築業、医療・福祉サービス、公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは対象外

(2) 令和4年4月1日以前に起業し、当該事業を継続していること。
また、給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

(3) 事業収入の額が、次の①から④までの区分に応じて定めた額以上であること。

①令和2年1月1日以前に起業した方

→ 令和元年又は令和2年の事業収入の額が150万円

②令和2年1月2日から令和3年1月1日までに起業した方

→ 令和3年の事業収入の額が120万円

③令和3年1月2日から同年9月1日までに起業した方

→ 起業した月から連続する12か月の事業収入の額が90万円

④令和3年9月2日から令和4年4月1日までに起業した方

→ 起業した月から令和4年8月までの事業収入の額が月平均5万円

(4) 黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと

(5) 町税等を滞納していないこと。

申請期間

①令和4年 **7月**及び同年 **8月分** … 令和4年**9月1日(木)～9月30日(金)**

②令和4年 **9月**及び同年**10月分** … 令和4年**11月1日(火)～11月30日(水)**

③令和4年**11月**及び同年**12月分** … 令和5年**1月4日(水)～同年2月17日(金)**

※申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。ご了承ください。

問い合わせ先

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課商工係 ☎55-3115